

第152期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成27年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所

京都市中京区西ノ京桑原町1番地
本社 大ホール

末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、
ご出席ください。

書面（議決権行使書）による議決権行使期限
平成27年6月25日（木曜日）午後5時まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件



株式会社 島津製作所

（証券コード：7701）

CONTENTS

■ 第152期定時株主総会招集ご通知	1 頁
--------------------	-----

■ 株主総会参考書類	2 頁
------------	-----

< 添 付 書 類 >

■ 事業報告	7 頁
--------	-----

■ 連結計算書類	28 頁
----------	------

■ 計算書類	31 頁
--------	------

■ 監査報告書	34 頁
---------	------

◎ 本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.shimadzu.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結注記表および個別注記表は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合せて監査を受けております。

(証券コード 7701)
平成27年6月3日

株 主 各 位

京都市中京区西ノ京桑原町1番地

株式会社 島津製作所

代表取締役社長 中 本 晃

第152期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第152期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日） 午前10時

2. 場 所 京都市中京区西ノ京桑原町1番地

本社 大ホール

〔末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、ご出席ください。〕

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第152期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第152期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.shimadzu.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な政策の一つとして位置づけています。配当につきましては、安定的配当の継続を基本としつつ、収益状況を勘案して行うこととされています。

当期の剰余金の処分（期末配当）につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、1株につき普通配当5円に、創業140周年記念配当3円を加え、つぎのとおり1株につき8円とさせていただきます。なお、中間配当金を含めました当期の配当金は、前期に比べ4円増の1株につき年13円となります。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金8円 総額 2,359,004,608 円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月29日

第 2 号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたします。

取締役候補者はつぎのとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	なか もと あきら 中 本 晃 (昭和20年11月25日)	昭和44年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役就任 平成14年4月 当社分析計測事業部長 平成17年6月 当社常務取締役就任 平成19年6月 当社専務取締役就任 平成21年6月 当社代表取締役 社長就任（現在に至る） 平成25年6月 当社CEO（現在に至る）	55,406 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	う え だ て る ひ さ 上 田 輝 久 (昭和 32 年 5 月 14 日)	昭和57年 4 月 当社入社 平成19年 6 月 当社執行役員 平成19年 6 月 当社分析計測事業部副事業部長 平成23年 6 月 当社取締役就任（現在に至る） 平成23年 6 月 当社分析計測事業部長（現在に至る） 平成25年 6 月 当社常務執行役員就任 平成26年 6 月 当社専務執行役員就任（現在に至る）	12,421 株
3	す ず き さ と る 鈴 木 悟 (昭和 30 年 1 月 10 日)	昭和53年 3 月 当社入社 平成16年 4 月 当社医用機器事業部副事業部長 平成17年 4 月 シマヅ プレシジョン インストルメンツ インク（米国）副社長 平成19年 6 月 当社取締役就任 平成19年 6 月 当社医用機器事業部長（現在に至る） 平成24年 6 月 当社常務取締役就任 平成24年 6 月 当社技術研究担当（現在に至る） 平成25年 6 月 当社取締役就任（現在に至る） 平成25年 6 月 当社専務執行役員就任（現在に至る）	12,157 株
4	ふ じ の ひ ろ し 藤 野 寛 (昭和 30 年 6 月 21 日)	昭和54年 4 月 当社入社 平成17年 6 月 当社国際本部長 平成19年 6 月 当社執行役員 平成21年 6 月 当社経営戦略室長 平成24年 6 月 当社取締役就任（現在に至る） 平成24年 6 月 当社経営戦略・I R担当（現在に至る） 平成25年 6 月 当社常務執行役員就任（現在に至る） 平成25年 6 月 当社広報担当（現在に至る）	14,793 株

招 集 し 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	み うら やす お 三 浦 泰 夫 (昭和 32 年 4 月 25 日)	昭和55年 4 月 当社入社 平成17年 4 月 当社経営戦略室長 平成19年 6 月 当社執行役員 平成21年 6 月 シマツ オイローパ ゲーエムベーク（ドイツ） 社長 平成25年 6 月 当社取締役就任（現在に至る） 平成25年 6 月 当社常務執行役員就任（現在に至る） 平成25年 6 月 当社経理・営業担当（現在に至る）	11,533 株
6	新任候補者 にし はら かつ とし 西 原 克 年 (昭和 29 年 7 月 14 日)	昭和55年 4 月 当社入社 平成15年10月 当社法務部長 平成19年 6 月 当社執行役員 平成21年 6 月 当社取締役就任 平成21年 6 月 当社総務担当（現在に至る） 平成23年 6 月 当社内部統制担当、リスクマネジメント副担当 （現在に至る） 平成24年 6 月 当社法務担当（現在に至る） 平成25年 6 月 当社専務執行役員就任（現在に至る） 平成25年 6 月 当社人事担当（現在に至る）	28,359 株
7	社外取締役候補者 さわ ぐち みのる 澤 口 実 (昭和 41 年 7 月 23 日)	平成 5 年 4 月 弁護士登録 平成 5 年 4 月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事 務所）入所（現在に至る） 平成25年 6 月 当社取締役就任（現在に至る）	0 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
8	社外取締役候補者 ふじ わら たけ つぐ 藤 原 健 嗣 (昭和 22 年 2 月 19 日)	昭和44年 4 月 旭化成工業株式会社（現 旭化成株式会社） 入社 平成12年 6 月 同社取締役就任 平成21年 4 月 同社副社長執行役員就任 平成21年 6 月 同社取締役就任 平成22年 4 月 同社代表取締役社長 兼 社長執行役員就任 平成26年 4 月 同社副会長就任（現在に至る） 平成26年 6 月 当社取締役就任（現在に至る） [重要な兼職の状況] コクヨ株式会社 社外取締役	721 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 澤口実および藤原健嗣の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. ①澤口実氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる弁護士としての専門知識・経験を有しており、また平成24年3月から、経済産業省「コーポレート・ガバナンスシステムの在り方に関する研究会」委員を務めており、これらの社外の経験に基づいて、コンプライアンスの観点から当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化が期待できるためであります。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- ②藤原健嗣氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は旭化成株式会社の代表取締役社長、その後、副会長として経営に関与されており、これら社外の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくことが期待できるためであります。
4. 澤口実氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
藤原健嗣氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は澤口実および藤原健嗣の両氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、両氏がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。
6. 澤口実および藤原健嗣の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 上松幸治および上田温之の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたします。

監査役候補者はつぎのとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	う え ま つ こう じ 上 松 幸 治 (昭和26年9月11日)	昭和50年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京 UFJ銀行）入行 平成15年9月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京 UFJ銀行）事業戦略開発部長 平成17年6月 当社入社 平成18年4月 当社関西支社長 平成19年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社監査役就任（現在に至る）	5,994株
2	新任候補者 社外監査役候補者 にし お ま さ ひろ 西 尾 方 宏 (昭和27年9月9日)	昭和49年11月 監査法人大和会計事務所（現 有限責任あずさ 監査法人）入所 昭和53年3月 公認会計士登録 平成27年1月 西尾公認会計士事務所開設（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 立命館大学大学院経営管理研究科専任教授	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西尾方宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
3. 西尾方宏氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる公認会計士としての専門知識・経験を有しており、この社外の経験に基づいて監査役としての役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。
4. 西尾方宏氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同氏がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。
5. 西尾方宏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

以 上

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の日本経済は、経済対策・金融政策の効果などを背景に企業収益・雇用情勢の改善が見られ、緩やかな回復基調が続きました。海外においては、米国では景気の安定した回復が続きましたが、欧州では景気は足踏み状態で、また中国では経済成長のペースの緩やかな状態が続きました。

このような情勢のもとで当社グループは、2014年4月から新たな3カ年の中期経営計画をスタートさせ、グローバル戦略商品の投入、アプリケーション開発と顧客サポート機能の強化、新興国市場での事業基盤の拡充、アフターマーケット事業の強化など、成長に向けた施策を積極的に進めています。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は3,147億2百万円（前年度比2.3%増）となり、営業利益は271億8千9百万円（同13.2%増）、経常利益は283億7千7百万円（同14.4%増）、当期純利益は184億4千5百万円（同89.7%増）となりました。

事業別の状況はつぎのとおりであります。

計測機器事業

日本では、大学などの政府補正予算関連の需要が減少し、全体の売上は減少しました。このような中でも、官庁や製薬分野向けなどで質量分析計が好調に推移し、輸送機・電機などの分野で非破壊検査装置が増加しました。

海外では、質量分析計や液体クロマトグラフなどの新製品が好調に推移すると共に、円安効果も加わり、全体の売上は増加しました。北米では食品安全や臨床検査機関向けなどで質量分析計が、またヘルスケア分野で液体クロマトグラフが、それぞれ好調でした。欧州では環境や食品安全などの幅広い分野で質量分析計が好調でした。中国では官公需の入札手続きが長期化している影響はあったものの、製薬分野などで液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフが好調に推移しました。市況が回復してきたインドでは、製薬分野で一体型液体クロマトグラフが好調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は、1,926億7百万円（前年度比5.7%増）となりました。

医用機器事業

日本では、新開発の画像処理エンジンが好評で血管撮影システムは増加しましたが、消費税増税前の駆け込み需要の反動で全体の売上は減少しました。

海外では、北米では新製品のデジタル式回診用X線撮影装置とX線テレビシステムが好調でした。また中南米では一般撮影装置、東南アジアでは血管撮影システムの売上がそれぞれ増加しました。しかしながら、中国での入札手続きの長期化が影響し厳しく推移したことなどもあり、全体の売上は微減となりました。

この結果、当事業の売上高は、594億1千1百万円（前年度比5.3%減）となりました。

航空機器事業

日本では、大型案件があった前年に比べ防衛省向けの売上が減少しました。北米では、ボーイング社向けの旅客機用搭載機器が堅調で売上は増加しました。

この結果、当事業の売上高は、248億4千8百万円（前年度比6.5%減）となりました。

産業機器事業

ターボ分子ポンプは、中国でのガラスコーティング装置向けは減少したものの、日本・北米・韓国における半導体市況の回復を背景とした半導体製造装置向けが好調に推移しました。油圧機器は、産業車両（フォークリフト）・特装車両向けなどの分野で好調に推移し、売上は増加しました。

この結果、当事業の売上高は、309億6千6百万円（前年度比5.0%増）となりました。

その他の事業

当事業の売上高は、68億6千8百万円（前年度比6.3%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	金額(百万円)	前年度比(%)	構成比(%)
計測機器事業	192,607	106	61
医用機器事業	59,411	95	19
航空機器事業	24,848	93	8
産業機器事業	30,966	105	10
その他の事業	6,868	106	2
計 (うち海外)	314,702 (156,841)	102 (110)	100 (50)

(2) 設備投資の状況

研究開発の充実、生産能力の拡大や生産の効率化等のための設備投資を行い、ソフトウェアを含む当連結会計年度中における設備投資額は135億円となりました。なお、上記には、本社機能の集約による経営効率化等を目的とした新本社棟（平成26年6月完成）の建設のための設備投資額を含んでおります。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成26年6月20日に第19回無担保社債150億円（平成31年6月20日償還期限）を発行しました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	266,255	264,048	307,532	314,702
営業利益 (百万円)	19,365	12,116	24,018	27,189
経常利益 (百万円)	18,650	13,472	24,804	28,377
当期純利益 (百万円)	9,083	7,578	9,724	18,445
1株当たり当期純利益 (円)	30.79	25.69	32.97	62.55
総資産 (百万円)	290,840	300,259	340,715	339,832
純資産 (百万円)	161,568	173,429	181,994	210,017

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(5) 対処すべき課題

2015年度の見通しにつきましては、日本では、雇用・所得環境や企業部門の改善傾向などで、緩やかな景気回復が続くものと予想されます。海外においては、欧州など一部の地域において経済の先行きに不透明な部分もありますが、米国をはじめ全体として緩やかな成長が続くものと期待されます。

このような状況の中で、当社グループは、「真のグローバル企業へ」という長期ビジョンのもと、2014年4月から新たな3ヵ年中期経営計画をスタートさせました。本計画では、「世界の顧客の成長に資するイノベティブカンパニー」を目指すという基本方針を掲げて、引き続き企業価値を高める成長戦略、収益構造の改革に注力し、それを実現するためのグローバル組織・体制の強化を進めています。

中期経営計画の初年度の2014年度は、新製品の投入や為替の影響などを背景に、目標として掲げた連結売上高、連結営業利益、海外売上高を達成しました。

当社グループは、中期経営計画2年目の2015年度を、最終年度の目標を達成するための重要な年度と位置付け、以下の課題と諸施策を積極的に対応・推進していくことで、今後のさらなる事業の発展を目指します。

計測機器事業

当社グループのブランド力を向上させ、世界の競争を制して、グローバル市場でシェアを拡大することが課題です。このため、当社保有の技術と外部技術との融合を図り、オンリーワン・ナンバーワンの新製品・新規システムの開発を推進します。また、最先端顧客との共同研究・開発等を進めるため、北米、中国、欧州、シンガポールにイノベーションセンターを開設し、特長あるアプリケーションシステムを開発することで現地ニーズへの対応力を強化します。これにより、顧客への提案力とブランド力を一層高めていきます。新たなビジネス展開として、分子診断、細胞解析などの事業化にも取り組みます。さらに、アフターマーケット事業では、クラウドネットワーク技術を活用して世界各拠点の装置の稼働状況を把握できる新たなサービスやリモートサービス等を提供することにより、顧客満足度の向上を図ります。

医用機器事業

顧客ニーズを捉えた特長ある新製品の継続的な市場投入と事業領域の拡大が課題です。このため、先進国、新興国で進むX線装置のデジタル化に対応し、付加価値の向上に繋がる新製品の投入と新たな臨床アプリケーションの拡充を進めます。また、放射線治療支援システム、乳房専用PET装置、近赤外光イメージング装置など、「診断から治療へ」という新たな分野への事業展開にも積極的に取り組んでいきます。

航空機器事業

防衛事業の適正かつ健全な事業運営を進め、また民航ビジネスの収益改善と早期の拡大を図ることが課題です。このため、米国新工場の稼働を軌道に乗せ生産能力を高め、国内とあわせて徹底したコストダウンを進めます。また、ボーイング社等の機体メーカーから新規案件の獲得に努め、さらにアフターマーケット事業の拡大に取り組みます。

産業機器事業

ターボ分子ポンプは、新規市場の開拓と収益性の向上が課題です。このため、新製品の小型ターボ分子ポンプなどの拡販を進め、一般産業用装置向けなど新たな市場開拓を進めていきます。またアフターマーケット事業では、中国や欧州でのサービス拠点の立ち上げを進め、グローバルな事業展開と業績の安定化を図ります。

油圧機器は、海外での事業拡大が課題です。このため、欧米では積極的な販売戦略を展開し新たな顧客開拓を進め、また中国をはじめ、他の地域へも拡販していきます。

なお、当社は、2015年3月に創業140周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

当社グループ社員一同、「科学技術で社会に貢献する」という当社の社是を改めて心に刻み、将来にわたりチャレンジとイノベーションで会社を発展させ続けていくとの強い決意をもって事業に取り組んで参ります。

株主の皆様には、今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

つぎの主要製品の製造・販売およびこれらに関連する業務を行っております。

事業区分	主要製品等
計測機器事業	光分析装置・表面分析装置・表面観察装置・質量分析計・クロマト分析装置・熱分析装置・臨床化学検査機器・遺伝子解析装置・タンパク質解析装置・バイオ試薬・はかり・粉粒体測定器・環境測定機器・プロセス計測制御計器・プロセス分析機器・環境関連計装システム・材料試験機・構造物試験機・工業用X線検査装置・動釣合試験機・光学デバイス・小形分光器・レーザ機器
医用機器事業	診断用X線装置・診断用核医学装置・近赤外光イメージング装置・放射線治療用関連装置・医療情報システム
航空機器事業	航空機搭載電子機器・航空機搭載機械機器・地上支援器材・磁気応用計測機器
産業機器事業	太陽電池成膜装置・太陽電池セル検査装置・高速スパッタ装置・真空機器・液送機器・油圧機器・ガラス繊維巻取機・真空熱処理機器
その他の事業	不動産賃貸・不動産管理・ソフトウェア開発・製品設計・建設舗床業等

(7) 重要な子会社等の状況

1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
島 津 メ ク テ ム 株 式 会 社	百万円 100	% 100.0	産業機器の製造販売
株 式 会 社 島 津 理 化	百万円 30	% 100.0	教育用機器および理化学機器の製造販売
株式会社島津テクノリサーチ	百万円 80	% 100.0	分析、測定、試験検査業務
島 津 シ ス テ ム ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ 株 式 会 社	百万円 490	% 100.0	各種計器の製造、販売および計装技術サービス業務
島 津 サ イ エ ン ス 東 日 本 株 式 会 社	百万円 75	% 100.0	計測機器、試験検査機器等の販売
島 津 サ イ エ ン ス 西 日 本 株 式 会 社	百万円 34	% 100.0	計測機器、試験検査機器等の販売
株 式 会 社 島 津 ア ク セ ス	百万円 55	% 100.0	計測機器、試験検査機器等の据付修理等のサービス業務
島 津 メ デ ィ カ ル シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	百万円 105	% 100.0	医用機器の販売、据付修理等のサービス業務
島 津 エ ミ ッ ト 株 式 会 社	百万円 40	% 100.0	産業機器の製造販売および据付修理等のサービス業務
シマヅ サイエнтиフィック インスツルメンツ インク (アメリカ)	千米ドル 10,500	% 100.0	計測機器の販売
シマヅ プレシジョン インスツルメンツ インク (アメリカ)	千米ドル 10,200	% 100.0	航空機用装備品の購入、製造、販売および医用機器、産業機器の販売
クレイトス グループ ピーエルシー (イギリス)	千スターリングポンド 26,750	% 100.0	計測機器の製造販売
シマヅ オイローパ ゲーエムベーハー (ドイツ)	千ユーロ 15,594	% 100.0	欧州地域販売子会社の統括、計測機器および医用機器の販売
シマヅ (エイシア パシフィック) プライベート リミテッド (シンガポール)	千シンガポールドル 3,150	% 100.0	アジア・オセアニア地域販売子会社の統括、計測機器および医用機器の販売
島津 (香港) 有限公司 (中国)	千香港ドル 3,000	% 100.0	計測機器、医用機器および産業機器の販売
シマヅ ミドル イースト アンド アフリカ エフゼットイー (アラブ首長国連邦)	千ディルハム 4,000	% 100.0	計測機器および医用機器の販売

- (注) 1. 重要な子会社 (16社) を記載しました。
2. 出資比率は、間接所有によるものを含みます。
3. 島津メディカルシステムズ株式会社は、平成27年4月1日付で株式会社鯨屋を吸収合併しており、資本金は115百万円となっています。

上記の重要な子会社16社を含む当連結会計年度の連結子会社は、前年度比5社増の74社であります。

2) その他

ハネウェル・インターナショナル社（アメリカ）などと航空機用装備品に関する技術提携を行っております。

(8) 主要な営業所および工場

1) 当社の主要な営業所および工場

本 社 : 京都市中京区西ノ京桑原町1番地
支 社 : 東京、関西（大阪市）
支 店 : 京都、九州（福岡市）、名古屋、横浜、北関東（さいたま市）、神戸、つくば、広島、東北（仙台市）、札幌、四国（高松市）、静岡
工 場 : 三条、紫野（いずれも京都市）、厚木（厚木市）、秦野（秦野市）、瀬田（大津市）
研 究 所 : 基盤技術研究所（京都府精華町、東京都千代田区）、田中耕一記念質量分析研究所（京都市）

2) 子会社の主要な営業所および工場

島津メクテム株式会社：本社工場（大津市）
株式会社島津理化：本社（東京都江東区）
株式会社島津テクノリサーチ：本社（京都市）
島津システムソリューションズ株式会社：本社（京都市）
島津サイエンス東日本株式会社：本社（東京都台東区）
島津サイエンス西日本株式会社：本社（大阪市）
株式会社島津アクセス：本社（東京都台東区）
島津メディカルシステムズ株式会社：本社（大阪市）
島津エミット株式会社：本社（大阪市）
シマヅ サイエнтиフィック インスツルメンツ インク：本社（アメリカ）
シマヅ プレシジョン インスツルメンツ インク：本社（アメリカ）
クレイトス グループ ピーエルシー：本社工場（イギリス）
シマヅ オイローパ ゲーエムベアー：本社（ドイツ）
シマヅ（エイシア パシフィック）プライベイト リミテッド：本社（シンガポール）
島津（香港）有限公司：本社（中国）
シマヅ ミドル イースト アンド アフリカ エフゼットイー：本社（アラブ首長国連邦）

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数（人）
計 測 機 器 事 業	6,254
医 用 機 器 事 業	1,785
航 空 機 器 事 業	432
産 業 機 器 事 業	825
そ の 他 の 事 業	748
全 社 （ 共 通 ）	835
合 計	10,879

(注) 1. 従業員数は就業可能人員数で記載しております。従業員数は前年度末に比べて267人増加しております。

2. 上記のうち当社の従業員数は3,154人（前期末比33人増）であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,406
株 式 会 社 京 都 銀 行	1,488
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	1,122
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	960

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 296,070,227株
 (3) 株主数 22,998名
 (前期末比2,001名減)

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	20,742	7.03
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	18,103	6.14
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	15,297	5.19
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	7,672	2.60
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	7,671	2.60
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	7,411	2.51
S A J A P	7,290	2.47
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	6,287	2.13
株 式 会 社 京 都 銀 行	4,922	1.67
J U N I P E R	4,298	1.46

（注） 持株比率は、自己株式（1,194,651株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	重要な兼職の状況等
代表取締役	服 部 重 彦	田辺三菱製薬株式会社 社外取締役 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役 ブラザー工業株式会社 社外取締役 明治安田生命保険相互会社 社外取締役 株式会社日本経済新聞社 社外監査役
代表取締役	中 本 晃	
取 締 役	小 脇 一 朗	
取 締 役	鈴 木 悟	
取 締 役	上 田 輝 久	
取 締 役	藤 野 寛	
取 締 役	三 浦 泰 夫	
取 締 役 (非常勤)	澤 口 実	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
取 締 役 (非常勤)	藤 原 健 嗣	旭化成株式会社 副会長 コクヨ株式会社 社外取締役
常任監査役 (常 勤)	藤 井 浩 之	大日本塗料株式会社 社外監査役
監 査 役 (常 勤)	上 松 幸 治	
監 査 役 (非常勤)	上 田 温 之	
監 査 役 (非常勤)	飯 田 隆	宏和法律事務所 代表弁護士 株式会社ジャフコ 社外監査役 アルプス電気株式会社 社外取締役 日本電信電話株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役澤口実および藤原健嗣は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両取締役は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
2. 監査役上田温之および飯田隆は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、両監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
3. 監査役上松幸治は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当期中の取締役および監査役の異動は以下のとおりであります。

平成26年6月27日新たに就任

取 締 役 藤 原 健 嗣

5. 当社では、適正なコーポレート・ガバナンスのもとで、的確・迅速な経營業務の執行を行う体制を強化するため、業務執行役員制度を導入しています。

平成27年3月31日現在の業務執行役員の体制はつぎのとおりです。

(※印は取締役です)

地 位	氏 名	担 当
会 長	服 部 重 彦 ※	取締役会議長
社 長	中 本 晃 ※	C E O
上 席 専 務 執 行 役 員	小 脇 一 朗 ※	社長補佐 リスクマネジメント・地球環境管理担当、東京支社長
専務執行役員	安 藤 修	製造・C S担当、航空機器事業部長
専務執行役員	中 村 裕	情報システム担当 シマツ プレシジョン インスツルメンツ インク (米国) 社長
専務執行役員	鈴 木 悟 ※	技術研究担当、医用機器事業部長
専務執行役員	西 原 克 年	人事・法務・総務・内部統制担当 リスクマネジメント副担当
専務執行役員	上 田 輝 久 ※	分析計測事業部長
常務執行役員	藤 野 寛 ※	経営戦略・I R・広報担当
常務執行役員	古 澤 宏 二	島津(香港)有限公司 社長
常務執行役員	三 浦 泰 夫 ※	経理・営業担当
常務執行役員	吉 田 佳 一	技術研究副担当、基盤技術研究所長
上席執行役員	岩 崎 正 弘	フルイディクス事業部長 島津プレシジョンテクノロジー株式会社 社長
上席執行役員	御 石 浩 三	分析計測事業部 副事業部長 兼 ライフサイエンス事業統括部長
執 行 役 員	井 村 公 信	シマツ(エイシア パシフィック) プライベート リミテッド(シンガポール) 社長
執 行 役 員	馬 瀬 嘉 昭	製造・C S副担当、業務システム統括部長
執 行 役 員	篠 原 真	産業機械事業部長
執 行 役 員	谷 垣 哲 也	広報室長 株式会社島津アドコム 社長
執 行 役 員	丸 山 秀 三	シマツ サイエнтиフィック インスツルメンツ インク (米国) 社長
執 行 役 員	山 本 靖 則	シマツ オイローパ ゲーエムベアーハー (ドイツ) 社長
執 行 役 員	平 田 権一郎	人事部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 9名 437百万円 (うち社外 2名 18百万円)

監査役 4名 75百万円 (うち社外 2名 16百万円)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

1) 当期における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況	主な発言状況
取締役	澤 口 実	取締役会 15回中15回	弁護士としての豊かな経験・専門的見地に基づき発言を行っております。
取締役	藤 原 健 嗣	取締役会 11回中10回 (当社取締役就任後)	他社における取締役としての豊かな経験・知見に基づき発言を行っております。
監査役	上 田 温 之	取締役会 15回中15回 監査役会 16回中16回	他社における取締役としての豊かな経験・知見に基づき発言を行っております。
監査役	飯 田 隆	取締役会 15回中15回 監査役会 16回中16回	弁護士としての豊かな経験・専門的見地に基づき発言を行っております。

2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役澤口実および藤原健嗣ならびに監査役上田温之および飯田隆との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該社外役員がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- 1) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査業務）に係る報酬等の額

67百万円

- 2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

71百万円

（注） 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社はいずれも当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務」等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において会計監査人解任の事実と理由を報告します。また、監査役会は、会計監査人の再任の適否について毎期検討し、監査役会規則に則り、取締役に対し会計監査人の解任または不再任を株主総会の議題とすることを請求できるものとし、取締役会は、監査役会の請求に基づき、あるいは当社都合の場合は、監査役会の同意に基づき、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会へ提出します。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制は企業として経営戦略や事業目的等を達成していくための組織運営上の重要な仕組みであります。当社では内部統制を企業倫理・コンプライアンスを含めリスクマネジメントと一体となって機能させ、また、その有効性を適宜検証し、常に内部統制体制の改善と強化を図ります。

かかる認識のもと、当社およびグループ会社の取締役、業務執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合すること、ならびに当社およびグループ会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、当社の内部統制体制を以下のとおり整備しております。

【職務執行体制】

1. 当社は、当社およびグループ会社の業務執行を適正かつ効率的に行うための体制として、次のような経営体制をとる。すなわち、経営方針、および業務執行上の重要な事項の決定を行う意思決定機関として、また、株主総会で選任される取締役ならびに取締役会で選任される業務執行役員の職務執行を監視・監督する機関として取締役会を置く。加えて、社外取締役を置くことで、適正な業務執行に関する監視・監督機能の強化を図る。
会長を議長とする取締役会による意思決定のもと業務執行を行う最高執行機関として執行役員会を置く。業務執行の最高責任者である社長を長とする執行役員会では、各業務執行役員が経営情報を共有するとともに、重要な経営事項を審議し、社長の経営の執行を補佐する。また、業務執行役員は、取締役会で委嘱された事業部門および営業・技術・製造・管理やリスクマネジメントなどの各機能を担い、効率的かつ適正な業務執行を行う。
取締役の職務の執行を監査するための機関として、監査役会を置く。
2. 当社の取締役の職務執行上の重要な決定に関する記録その他経営上重要な情報、ならびに法令により保存が義務付けられる文書は、関連規定に従って保存する。
3. 当社およびグループ会社は、業務運営に関する諸規定を体系的に整備し、職務権限を明確にし、業務執行が適正かつ効率的に行われるようにする。
4. 当社は、経営の透明性を高めるための情報伝達を重視し、当社およびグループ会社の情報が正確かつ迅速に伝達されるための体制を整備する。また、広報・IR活動やホームページの利用等により、適宜適切な対外情報発信・開示を行うとともに、個人情報の保護や秘密情報の厳正な管理を行う。
5. 当社は、グループ全体の財務報告の適正性を確保するための内部統制体制を整備し、運用するとともに、その信頼性を確保するためにモニタリングや内部監査の体制を整備する。
6. 当社は、当社およびグループ会社の業務を適正かつ効率的に遂行するための経営システムとして、各事業部門と営業・技術・製造・管理などの機能別部門とのマトリックス的連携経営を採用し、機能別部門に各担当専門分野において当社およびグループ会社に対する指導、統制およびモニタリング機能を持たせるとともに、社長直轄の内部監査室による内部監査をグループ会社も含めて実施し、内部統制の有効性を確保する。
7. 当社は、経営方針、予算管理、業績管理等につき、事業セグメントごとに子会社を含めた連結経営体制を敷き、グループ全体の業務の適正確保と効率的な事業運営に努める。

【コンプライアンスならびにリスクマネジメント体制】

8. 適正な事業活動を行うための指針として「企業倫理規定」を定め、法令遵守の徹底および企業倫理の向上にグループ全体で取り組む。

企業倫理・コンプライアンスを組織に徹底するために、経営者はその方針を明示する。また、法令遵守のための規定・マニュアル類を整備し、取締役、業務執行役員および従業員を対象にした研修を実施する。

企業倫理・コンプライアンスの違反行為に対しては、緊急連絡体制に基づき速やかに報告させ、背景事情・原因の調査、対処策および再発防止策を実行し、同じことが起こらないように是正する。さらに、企業倫理・コンプライアンスに関する通報・相談窓口を設け、その活用を促進し、問題の早期発見および是正に努める。

反社会的勢力に対しては、全社一体となった組織的な対応を行い、毅然として排除する体制を整備する。

9. 「リスクマネジメント基本規定」に従って、社長を議長とする「リスク・倫理会議」にてリスクマネジメント活動上の重要な事項を審議するとともに、リスクマネジメント担当業務執行役員のもとで、リスクの評価と管理の状況を把握し、グループ全体としてリスクの低減と発生時対応の体制を強化する。

【監査役による監査のための体制】

10. 当社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設ける。その人事関連事項については監査役会の事前の同意を得るなど、独立性と指示の実行性を確保する。また、監査役の職務執行に必要な費用については、監査役の請求にしたがい支払を行う。
11. 当社およびグループ会社の取締役、業務執行役員および従業員は、監査役または監査役会に対して、重要な経営情報を定期的に報告するとともに、次の事項を遅滞なく報告するものとする。
- ①会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ②内部監査の結果
 - ③内部通報制度による通報の状況
 - ④監査役から報告を求められた業務執行に関する事項
 - ⑤その他法令に定める事項

また、いかなる者も報告したことを理由に不利な扱いを受けないこととする。

12. 監査役は、監査を有効かつ効率的に行うため、取締役、業務執行役員、会計監査人、内部監査部門および内部統制関連部門と定期的に会合し、意見を交換するものとする。また、監査役は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

(注) 会社法および会社法施行規則の改正に伴い、平成27年4月28日開催の取締役会決議において、一部改正した内容を記載しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、当社株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社取締役会は、大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は「科学技術で社会に貢献する」という社是を実現するために、計測、医用、航空、産業機器を中心とする先端的な製品とサービスを提供するメーカーとして、将来を見据えた基礎研究や先進的な製品・事業の開発・製造・マーケティングのために多くの経営資源を投下しており、これらの経営施策が効果的に事業上の成果をもたらすためには、経営・事業方針の継続性を維持する必要があります。また、企業をとりまく激動する情勢のなかで、当社が持続的に成長を遂げていくための最大の源泉は、社是・経営理念や事業目標の実現に向けた従業員と経営陣との深い信頼関係を背景とした人材と組織、これを基盤とするノウハウや創意の蓄積と創造的な活力であり、それらを育む企業風土であります。このように、当社の企業価値は、当社がこれまでに投じ、培ってきた有形無形の財産と、その財産を活用して、長期的に発揮させていく的確な経営諸施策の遂行にその重要な源泉があります。

こうした当社の企業価値の源泉および中期経営計画の取組みが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられない場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために代替案の提示や買収者との交渉を行うことを可能としたりすることなどの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する具体的な取組み

1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、「真のグローバル企業へ」という長期ビジョンを掲げ、企業価値の持続的向上に努め、平成25年度は過去最高の売上高を達成しました。平成26年度より新たにスタートする中期経営計画(平成26年4月～平成29年3月)では、基本方針である「世界の顧客の成長に資するイノベーションカンパニー」を目指して、引き続き企業価値を高める成長戦略、収益構造改革に注力し、それを実現するためのグローバル組織・体制の強化を進めていきます。

成長戦略では、従来の顧客のニーズに合ったソリューションを提供することから、更に一段レベルを上げ、顧客の市場の成長・活性化と同時に、新たな市場の創造にもつながる革新的なソリューションを提供することに挑戦していきます。

具体的には、

- ①質量分析装置、クロマトグラフ、X線診断装置など、当社が強みを持つグローバル戦略商品では、保有するコア技術を更に高い水準に引き上げるため、研究開発費を重点的に増強します。顧客の求めるソリューションの更に先にある潜在ニーズと、当社が培ってきた高い技術力を結実させ、顧客の市場の成長に貢献する世界ナンバーワン・オンリーワン商品を提供していきます。
- ②世界をリードする先進的な研究機関・研究者との共同研究を一層拡充し、新たなアプリケーションやシステム開発、ビジネスモデルの構築に挑戦します。これらを通じて、社会課題である医療や環境・エネルギー等の領域で事業展開を加速し、社会の期待に応える有益な価値を提供していきます。
- ③今後も成長エンジンとなる新興国では、その成長余力を確実に取り込む事業基盤の構築に注力します。市場が拡大を続ける中国では、上海の開発センターで市場特性とニーズに適合した競争力の高い製品の市場導入を本格化するほか、ボリュームゾーンに照準を当てた開発品目の拡充を進めます。同時に、北京にはMS(質量分析装置)センターを新設し、現地の先進的な研究機関等とともに環境・創薬・安心安全分野でのアプリケーションの共同開発を促進し、ハイエンド領域においても当社のブランド力の確立に取り組みます。一方、将来成長が期待できるアセアン・インドでは、売上増に伴う生産拠点の設立を行うとともに、主要国での販路強化を進め、製販両面での事業基盤の整備を行います。
- ④安定した収益基盤の獲得に向けたアフターマーケット事業の拡充をグローバルに展開します。製品のライフサイクルに合わせた最適なサービスプランを顧客に提供し、保守契約事業や部品・消耗品販売事業を拡大することで、市場環境に左右されない収益基盤の構築に取り組みます。

収益構造の改善では、海外生産の規模拡大と現地化率の向上、調達機能の強化による材料費比率の低減、開発期間の短縮、開発段階に遡ったコストダウン設計や部材の共通化の推進、また、グループ全体での業務効率改善による経費の有効活用の促進などにより、損益分岐点の改善に取り組みます。

また、グローバル視点での製造・物流体制の最適化、生産リードタイムの短縮に努め、資産効率の高い事業運営の実現を目指します。

これらの成長戦略・収益構造改善を支えるために、グローバル組織・体制の強化を進めます。コンプライアンスの徹底を全てに優先させ、社会から信頼される企業を目指します。その上で、グループ全体の経営情報をリアルタイムに把握できるシステムを導入し、環境変化に迅速に対応できる体制の整備を進めます。

また、戦略遂行を担うグローバル人材・経営幹部の育成・確保に向けた投資、事業成長に不可欠な外部資源の獲得など、将来に渡る成長を担保する人材・組織・機能の強化に向け、引き続き取り組みを強化していきます。

当社グループは、こうした活動により「世界の顧客の成長に資するイノベティブカンパニー」を目指すなかで、企業価値の持続的な向上を図っていきます。

- 2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月13日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部改定した上、継続することを決定し、平成26年6月27日開催の第151期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て継続しています（以下「本プラン」といいます）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対する20%以上の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます）に対し、①事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「買付説明書」といいます）の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報が、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役および社外の有識者により構成される特別委員会に提供され、その検討を経るものとします。特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、株主の皆様へ特別委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

当社取締役会または特別委員会は、買付者等から提出された情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会は、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供する

よう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を日本語で記載した書面により、追加的に当社取締役会に対して提供して頂きます。本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限は、買付説明書を受領した日から起算して原則として60日を上限とします。但し、買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長する場合があります。

特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

なお、対抗措置は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当て、その他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」と総称します）とし、具体的な対抗措置については、当社取締役会がその時点で相当と認められるものを選択することとします。

本プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の第151期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、株主総会の決議によって、または取締役会の決議によって本プランを廃止することができるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中に特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて、対抗措置が発動されていない場合、株主の皆様は直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することが決議された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する株式が希釈される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません）。

(3) 上記(2) 2)の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、以下の事項を考慮し織り込むことで、本プランの合理性を確保しているものと考えています。

1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的とするものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の第151期定時株主総会における株主の皆様のご承認を受けて継続されたものであり、その有効期間は、同株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっています。また、当社取締役会は、特別委員会が、対抗措置の発動の是非について株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動、不発動、および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置しています。特別委員会は、特別委員会規則に定める選任基準に基づき選任された、当社経営陣からの独立性の高い委員により構成されています。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的判断を排除するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に適時適切に情報開示をすることとしており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

4) 合理的な客観的要件の設定

本プランでは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

5) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとしています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示の数値未満を切捨てております。
比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	234,817	流 動 負 債	100,635
現金及び預金	41,360	支払手形及び買掛金	51,596
受取手形及び売掛金	103,205	短期借入金	8,738
商品及び製品	41,535	リース債務	897
仕掛品	16,193	未払金	12,034
原材料及び貯蔵品	17,137	未払法人税等	5,056
繰延税金資産	9,492	賞与引当金	7,268
その他の金	6,998	役員賞与引当金	306
貸倒引当金	△1,106	その他	14,737
固 定 資 産	105,015	固 定 負 債	29,179
有形固定資産	(75,430)	社 債	15,000
建物及び構築物	38,749	長期借入金	930
機械装置及び運搬具	5,344	リース債務	1,698
土地	18,243	役員退職慰労引当金	187
リース資産	2,399	退職給付に係る負債	10,563
建設仮勘定	1,558	その他	800
その他の	9,134		
無形固定資産	(7,298)	負 債 合 計	129,815
投資その他の資産	(22,286)	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	13,761	株 主 資 本	195,912
長期貸付金	177	資本	26,648
繰延税金資産	5,195	資本剰余金	35,188
その他の金	3,606	資本剰余金	134,871
貸倒引当金	△454	利益剰余金	△796
		株 式	
		その他の包括利益累計額	13,856
		その他有価証券評価差額金	5,200
		為替換算調整勘定	6,816
		退職給付に係る調整累計額	1,839
		少 数 株 主 持 分	248
		純 資 産 合 計	210,017
資 産 合 計	339,832	負 債 純 資 産 合 計	339,832

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

連 結 損 益 計 算 書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

売	上	高		314,702	
売	上	原	価	187,674	
売 上 総 利 益				127,028	
販売費及び一般管理費				99,838	
営 業 利 益				27,189	
営 業 外 収 益					
受取利息及び配当金				386	
そ の 他				2,305	2,692
営 業 外 費 用					
支 払 利 息				224	
そ の 他				1,279	1,504
経 常 利 益					28,377
特 別 利 益					
固 定 資 産 売 却 益				34	
投資有価証券売却益				9	44
特 別 損 失					
契約変更に伴う精算金				1,444	
固 定 資 産 処 分 損				171	
投資有価証券評価損				1	1,617
税金等調整前当期純利益					26,803
法人税、住民税及び事業税				8,076	
法 人 税 等 調 整 額				209	8,286
少数株主損益調整前当期純利益					18,517
少 数 株 主 利 益					72
当 期 純 利 益					18,445

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

招 集 し 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

連結株主資本等変動計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	26,648	35,188	119,367	△755	180,449
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,801		△2,801
当 期 純 利 益			18,445		18,445
連 結 範 囲 の 変 動			△139		△139
自 己 株 式 の 取 得				△41	△41
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	15,504	△41	15,463
当 期 末 残 高	26,648	35,188	134,871	△796	195,912

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,994	85	△1,714	1,365	180	181,994
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,801
当 期 純 利 益						18,445
連 結 範 囲 の 変 動						△139
自 己 株 式 の 取 得						△41
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純 額)	2,205	6,731	3,553	12,490	68	12,559
当 期 変 動 額 合 計	2,205	6,731	3,553	12,490	68	28,022
当 期 末 残 高	5,200	6,816	1,839	13,856	248	210,017

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

(資産の部)					(負債の部)				
流動	現金	及び	預金	117,875	流動	支払	負債		72,064
	現受	取	手	5,927		買短	掛借	入金	588
	売			12,892		期	入	金	33,445
	商	品	掛	45,579		1年内返	借入	金	17,129
	仕	及	び	19,429		一	の長期借入	金	136
	原	掛	製	10,764		未払	債	務金	309
	前	材	貯	9,032		未払	費	金	10,557
	繰	料	蔵	2,855		未払	人	用	523
	延	税	金	2,795		未払	税	等	3,442
	倒	引	当	8,633		員	受	金	774
				△35		賞	引	金	1,266
						役	当	金	3,730
						所	の	金	144
								他	13
固定	有形	固定	資産	102,409	固定	社	負債		22,732
	建			(60,621)		長		債	15,000
	構			33,013		期		金	143
	機	械	及	1,815		一	借入	務	456
	車	両	運	2,146		職	の引	金	6,787
	工	具	具	1		退	の	他	344
	土			5,188		所			
	建	一	ス	17,606	負債		合	計	94,797
		設	仮	703					
			勘	146					
無形	固定	資産	102,409						
	ソフ	ト	ウ	(6,004)	株	主	資本		120,402
	の		ア	5,070		資	本	金	(26,648)
			他	934		資	本	金	(35,188)
							準	備	35,188
投資	そ	の	他	(35,783)					
	資	有	価	12,521					
	係	会	社	15,358					
			証	65					
			株	2,786					
			出	147					
			付	4,123					
			金	1,142					
			引	△361					
			当						
資産	合	計		220,284	評価・換算差額等				5,085
					その他有価証券評価差額金				5,085
					純資産合計				125,487
					負債純資産合計				220,284

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

売 上 高		170,018
売 上 原 価		112,403
売 上 総 利 益		57,615
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		45,696
営 業 利 益		11,919
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,979	
そ の 他	2,743	5,723
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	126	
そ の 他	1,853	1,979
経 常 利 益		15,662
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9	10
特 別 損 失		
契 約 変 更 に 伴 う 精 算 金	1,444	
固 定 資 産 処 分 損	83	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1	1,529
税 引 前 当 期 純 利 益		14,143
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,039	
法 人 税 等 調 整 額	1,436	3,476
当 期 純 利 益		10,667

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

株主資本等変動計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

(単位 百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	26,648	35,188	4,206	493	24,330	22,465	51,495
当 期 変 動 額							
買換資産圧縮積立金の積立				25		△25	—
剰 余 金 の 配 当						△2,801	△2,801
当 期 純 利 益						10,667	10,667
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	25	—	7,840	7,866
当 期 末 残 高	26,648	35,188	4,206	519	24,330	30,305	59,361

	株 主 資 本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△755	112,577	2,925	115,503
当 期 変 動 額				
買換資産圧縮積立金の積立		—		—
剰 余 金 の 配 当		△2,801		△2,801
当 期 純 利 益		10,667		10,667
自 己 株 式 の 取 得	△41	△41		△41
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,159	2,159
当 期 変 動 額 合 計	△41	7,824	2,159	9,984
当 期 末 残 高	△796	120,402	5,085	125,487

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 島津製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘一郎 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩淵 貴史 印

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、株式会社島津製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島津製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について定率法（ただし、建物については定額法）を採用していたが、当連結会計年度から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 島津製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘一郎 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩淵 貴史 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島津製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について定率法（ただし、建物については定額法）を採用していたが、当事業年度から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査実施計画、監査役の職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査実施計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会等に出席し、取締役、業務執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日
株式会社 島津製作所
監査役会

常任監査役	藤 井 浩 之 ㊞
常勤監査役	上 松 幸 治 ㊞
社外監査役	上 田 温 之 ㊞
社外監査役	飯 田 隆 ㊞

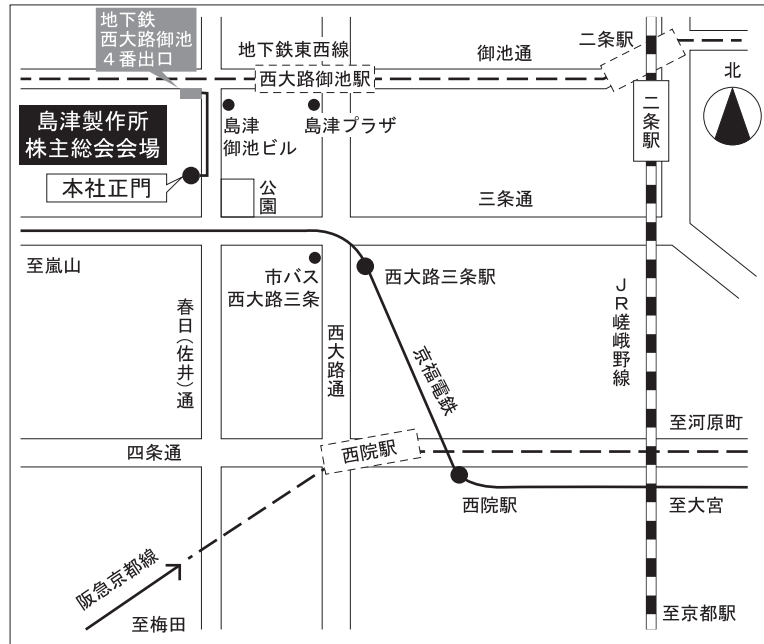
以 上

株主総会会場のご案内

＜会場＞ 京都市中京区西ノ京桑原町1番地
本社 大ホール

電話 (075) 823-1111 (担当：総務部)

＜ご案内図＞



交通機関

- ・市営地下鉄ご利用の方＜東西線 西大路御池駅下車＞
西大路御池駅 4番出口より 南へ徒歩5分
- ・JRご利用の方
＜京都駅下車＞
地下鉄：烏丸線に乗車（国際会館方面）、烏丸御池駅下車 東西線に乗換（太秦天神川方面）、西大路御池駅下車
市バス：26・205・75系統乗車、西大路三条下車 西へ徒歩5分（バス乗車時間30分）
タクシー：20分
＜二条駅下車＞
地下鉄：東西線に乗車（太秦天神川方面）、西大路御池駅下車
タクシー：7分
- ・阪急電車ご利用の方＜西院駅（通勤特急・快速急行・準急停車）下車＞
西大路通を北へ徒歩10分 西大路三条を左折5分